

東京都議会議長
石川良一 殿

193-0824 東京都八王子市

- ・長房西団地連合自治会 会長 うねまつ あきら 植松 昭[Ⓔ]
長房町 588 西 7-301 電話 042-662-6461
- ・都営長房西アパート連合自治会 会長 西山典明[Ⓔ]
長房町 588 西 17-409 電話 042-664-2215
- ・長房東アパート連絡協議会 会長 鈴木比呂志[Ⓔ]
長房町 341 東 2-709 電話 080-4166-1643
- ・長房南団地連絡協議会 会長 宮川義明[Ⓔ]
長房町 520 南 2-707 電話 090-1211-9566

【陳情内容】

都営住宅の承継（名義人変更）において、例外で承継できる要件になっている「高齢者」の中に、「ただし、名義人が要介護状態であったことが証明出来れば、60歳未満でも承継可とする」。旨の文章を追加することを求める陳情。

【はじめに】

都営団地の中でも大規模団地の一つである長房団地（管理戸数 3066 戸）は、人口約 5000 人で高齢化率 53%、80 歳以上の方が約 900 人生活しています。

親の介護のために、独立していた子どもが親元に戻り同居し介護をするケースが多々あります。

【陳情理由】

- 1 高齢化に伴い介護の必要性が高まるなか、配偶者が亡くなった後は普通の日常生活を送ることは困難です。新たな生活の場が見つかるわけでもなく、子どもが親元に戻り同居し介護にかかわることが多くなっています。同居して数年後、親を看取ったあと、年齢制限により転居しなければならないことは非常に理不尽なことです。親元に戻ってもそこに住み続けられなければ、親と同居することに躊躇します。日本の先頭を走る東京都が、このような住宅政策を続けていることは非常に悲しい限りです。
- 2 東京都は、使用承継によって長年にわたり同一親族が居住し続けることに公平性を著しく損なうとのことですが、名義人の 3 親等の親族まで（60 歳以上）承継を許可しています。
例えば 60 歳以上の孫がいるということは名義人の年齢は 100 歳前後です。承継者が 60 歳以上であれば承継できるのはありがたいですが、一方では、同一親族が居住し続けることになり、公平性が取れていないことになりませんか。
- 3 長房団地だけに限った話ではありません。年齢に引っかかって、やむやむ転居する子ども（青年）を何例も見聞きするたびに、都の政策に疑問を感じてきました。
1 日も早く、都営住宅の承継に関する年齢制限を見直すよう求めます。